

財産遺族が取得する年金受給権

相続税・贈与税の基礎と最近の税制改正について、ご説明します。

年金には国民年金や企業年金、その他個人年金保険契約に基づく年金等様々なものがあります。死亡した者から遺族が取得する年金受給権については、年金の種類等によって相続税の課税が次のように異なります。

① 退職年金

在職中に死亡したため、会社の規約等に基づき会社が運営を委託している機関から遺族に退職金として支払われることになった年金については、死亡した**退職手当金**等として相続税の課税対象になります。

② 支払保証期間内にその者が死亡した場合の個人年金

保険料負担者、被保険者及び年金受取人が同一人の個人年金契約で、その年金支払保証期間内にその者が死亡したために、遺族が残りの期間について年金を受け取ることになった場合には、死亡した者から**年金受給権**を相続により取得したものとみなされて相続税の課税対象になります。



(注1)

年金受給権が相続税の課税対象となる場合の評価は、相続税法第24条の規定に基づき**解約返戻金相当額等**によることとなります。

(注2)

厚生年金や国民年金等の被保険者であった者が死亡した時は、遺族に対して遺族年金が支給されますが、次の法律に基づいて遺族に支給される年金や恩給は、所得税も相続税も課税されません。

国民年金法、厚生年金法、恩給法、旧船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法、旧農林漁業団体職員共済組合法

(注3)

遺族に支給される次の年金については、相続税の課税対象になりますが、毎年受け取る年金には所得税は課されません。

- イ 確定給付企業年金法第3条第1項に規定する「確定給付企業年金」に係る規約に基づいて支給される年金
- ロ 所得税法施行令第37条第1項に規定する特定退職金共済団体が行う退職共済に関する制度に基づいて支給される年金
- ハ 法人税法附則第20条第3項に規定する適格退職年金契約に基づいて支給を受ける退職年金

(注4)

交通事故又は病気等で個人年金保険の被保険者(年金受取人)が死亡し、遺族が個人年金保険の年金受給権を取得した場合には、**保険料の負担者、被保険者及び年金受給権の所得者がだれであったかによって、年金受給権の所得者に対する課税関係が異なります。**

【ケース 1】 税金の種類 : 相続税
保険料の負担者 : A
被保険者(年金受取人): A
年金受給権の取得者 : B

【ケース 2】 税金の種類 : 贈与税
保険料の負担者 : B
被保険者(年金受取人): A
年金受給権の取得者 : C